

事 項	建築物の屋根の取扱い	関 係 条 文 等	法第2条
002-01			

次の1又は2を満足するものは建築物の屋根とは取扱わない

1. 屋根の材質が、雨覆いとしての効用を有しないもの（※1）

（※1）対象となる屋根材の開口率が50%を超えるものなど

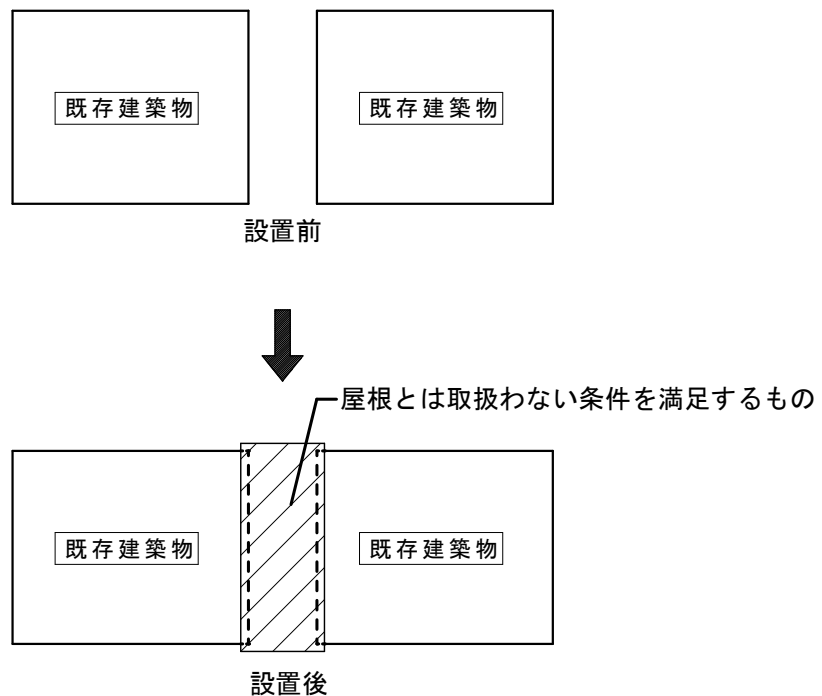
2. 開閉が自由な屋根で、次の（1）から（3）をすべて満足するもの

（1）容易かつ自由に取りはずしができること

（2）屋根材を固定する部材については、風圧力を検討し安全を確かめられたものであること

（3）2以上の建築物に接続して設ける場合は、設置後の建築物が防火上、避難上及び構造上支障がないこと（※2 下図参照）

（※2）



一の建築物として防火上、避難上及び構造上支障がないこと